

令和7年度第2回資産運用委員会議事要旨

【開催日時】 令和7年6月10日（火）10：00～12：00

【開催場所】 勤労者退職金共済機構 19階役員会議室

【出席者】 玉木委員長、黒木委員長代理、大野委員、菅原委員、馬庭委員

【議事要旨】

1. 令和6年度資産運用に関する評価報告書（案）〈審議事項〉

事務局より、前回委員会にて素案が審議された令和6年度資産運用に関する評価報告書（案）について、その後に修正を重ねた第3次案が提示された。審議の結果、当日や委員会後に追加された修正を加えて最終案を作成、資産運用委員にご確認いただいた後、厚生労働省へ提出することが了承された。

[☞「令和6年度資産運用に関する評価報告書」についてはこちらをご覧ください。](#)

<主な質問、意見等>

（委員） 中退共の運用実績について、令和6年度は期待収益率を下回ったとだけ記載があるが、令和2年度から令和6年度までの5年間においては期待収益率以上の収益率を確保していると追記してはどうか。

（事務局） 検討する。

（委員） 運用状況の表において、各年度の期待収益率の欄に記載された単年度の利回り、基本ポートフォリオ改定時の5年平均での利回りでは意味合いが異なると思う。各年度の利回りは言葉遣いを変えるなどしてはどうか。

中退共では必要利回りと期待収益率が整合している一方、建退共や清退共では両者に乖離が見られる。制度ごとの違いに関する説明も必要ではないか。

（事務局） 5年平均と単年度の利回りについては、表の形式で記載することで示してみた。建退共等における必要な利回りとの差分については、これまで当委員会でも説明を行ってきたように、テクニカルな要因があるが、今回の評価報告書に記載するかどうかは検討したい。

（委員） 各制度の特徴から来る資産運用上の難しさ、というものがある。制度の特徴に起因する難しさについての説明を記載することで、理解と評価のしやすさに繋がるのではないか。

2. 令和6年4月～令和7年3月の資産運用実績報告（6経理）〈報告事項〉

事務局より、令和6年4月～令和7年3月における6経理（注）の運用実績について、資料の提示・報告が行われ、了承された。

（注）中退共給付経理、建退共給付経理・特別給付経理、清退共給付経理・特別給付

経理、林退共給付経理

3. アセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況について〈報告事項〉

事務局より、アセットオーナー・プリンシプル（AOP）に関する取組状況をまとめた公表文書案について、以下のとおり報告・説明があり、了承された。

[☞「アセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況について」はこちらをご覧ください。](#)

- ・令和6年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」では、主要な公的アセットオーナー（当機構を含む9法人）に、AOPの受入れに加え取組方針の策定・公表や定期的な進捗の公表を求めている。そのため、当機構は令和6年9月に、AOPの受入れに加えて取組方針を記載した「アセットオーナー・プリンシプルに関する受入れ及び取組方針の表明について」を策定し、HP上に公表を行った。
- ・他の主要な公的アセットオーナーでは、AOPを踏まえ、CIO設置やリスク管理体制の整備等の取組を実施・公表する動きが見られる。当機構においては「アセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況について」を作成し、この委員会で頂いたご意見を反映のうえ、6月中に公表したいと考えている。

<主な質問、意見等>

- (委員) 専門人材採用の件では、具体的にどういう専門家なのかを記載するなど、工夫の余地があろう。また、リスク管理の項では、実施した内容を見るに、「リスク管理の高度化」と表現することは難しいのではないか。
- (委員) リスク管理は、運用執行部門によるモニタリング段階でのものと、運用執行部門とは独立した立場での牽制としてのリスク管理に分けて議論する必要がある。独立した立場でリスク管理を担う役職の職責が明確で、機能していることが、人材育成にもなりうる。
- (事務局) 長年、「リスク管理の高度化」という言葉が定着しているが、代わりの言葉を用いることが適切かどうかを検討したい。
- (委員) 人材育成について、数年単位での具体的な目標値を設定し、1年ごとに途中経過を記載してみてもどうか。
- (事務局) 本文書の中で記載していくことは難しいかと思うが、検討したい。
- (委員) 原則1に関しては定例のポートフォリオ検証に加え、直近で実施された見直しや検証の内容も反映するべきではないか。
- (委員) 本文書は令和6年度に新たに実施した内容のみを記載する方針なのか。原則5は記載がないが、可能であれば全ての原則について記載を行うべきと思う。
- (事務局) 記載内容はAOPの受入れ以降に実施された取組に限定しており、それ以前の

取組は対象外。従ってスチュワードシップ活動に関する内容についても、新たな施策は特段ないという整理で、今回含めていないが、検討したい。

(委員) 原則4は情報開示・提供を通じてステークホルダーとの対話を促進することが本質的な目的であるため、たとえば中小企業と対話し、共済の意義を伝えることで、退職金共済制度への加入を促し、機構の資金流入の安定性を高める行為も、原則4の趣旨に沿った取組として位置付け可能だろう。

(委員) アセットオーナーごとに様々な条件や課題を抱えている。その中で機構は、AOPの5原則を実行済である。機構の目的に沿う形で課題や取組を記載すれば良い。

(了)